

第10回滋賀県女性医師交流会

滋賀県の女性活躍の推進と 子ども・子育て施策について

令和5年（2023年）11月11日

副知事 **大杉 住子**

自己紹介

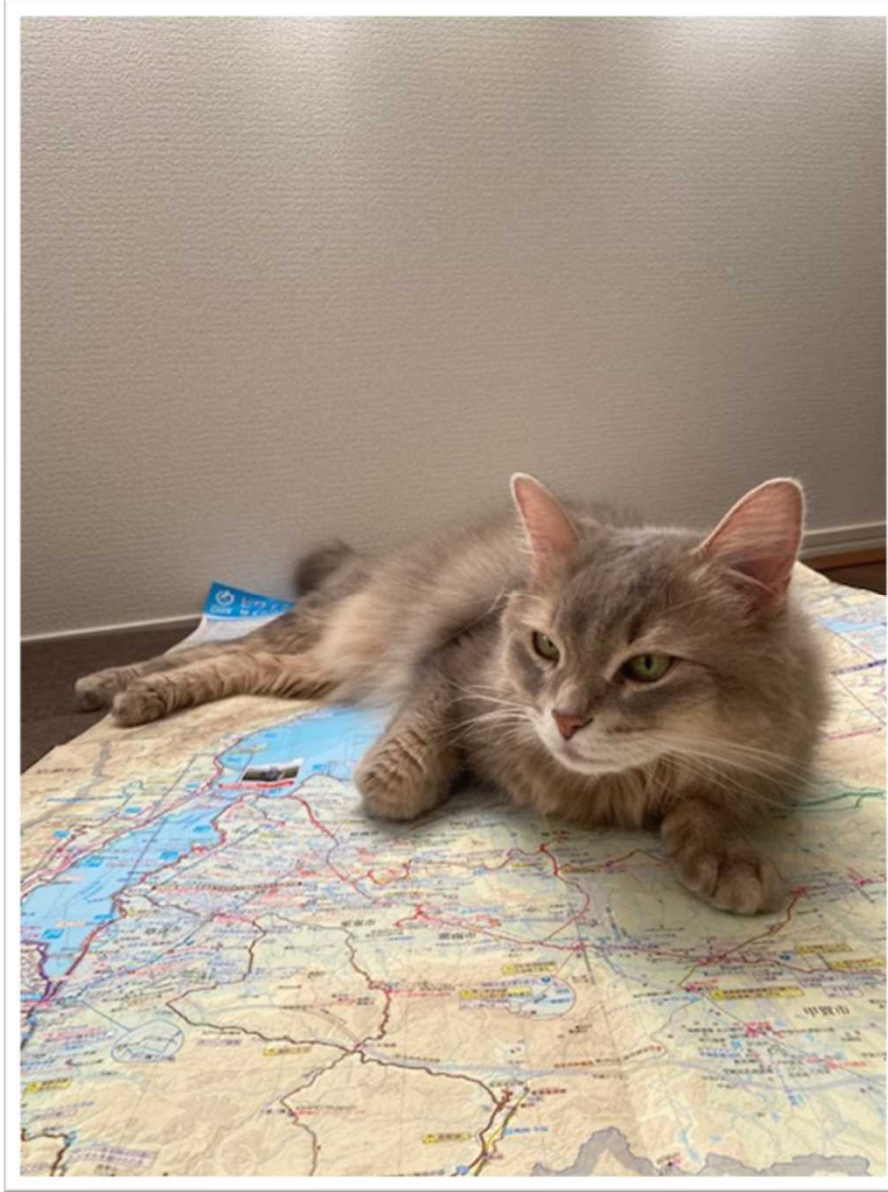
大杉 住子（おおすぎ すみこ）

◆ 神奈川県 横須賀市 浦賀町 出身



平成 9 年 旧文部省に入省（学術国際局国際企画課に配属）
平成19年 愛媛県教育委員会 保健スポーツ課長
平成21年 文部科学省 生涯学習政策局政策課課長補佐
平成22年 外務省 在イタリア日本国大使館 文化・科学アタッシェ
平成25年 文部科学省 高等教育局高等教育企画課課長補佐
平成26年 同 初等中等教育局教育課程課教育課程企画室長
平成29年 独立行政法人大学入試センター審議役（併）試験・研究統括補佐官
平成31年 文部科学省 国際統括官付国際戦略企画官
（併）日本ユネスコ国内委員会事務局次長
令和 2 年 同 高等教育局私学部参事官（学校法人担当）
令和 3 年 同 初等中等教育局幼児教育課長
令和 4 年 滋賀県副知事（8月～）





本日の講演内容

1. 女性医師の現状
2. 滋賀県の女性活躍推進施策
3. 滋賀県の子ども・子育て施策
4. 国の動き

1

女性医師の現状

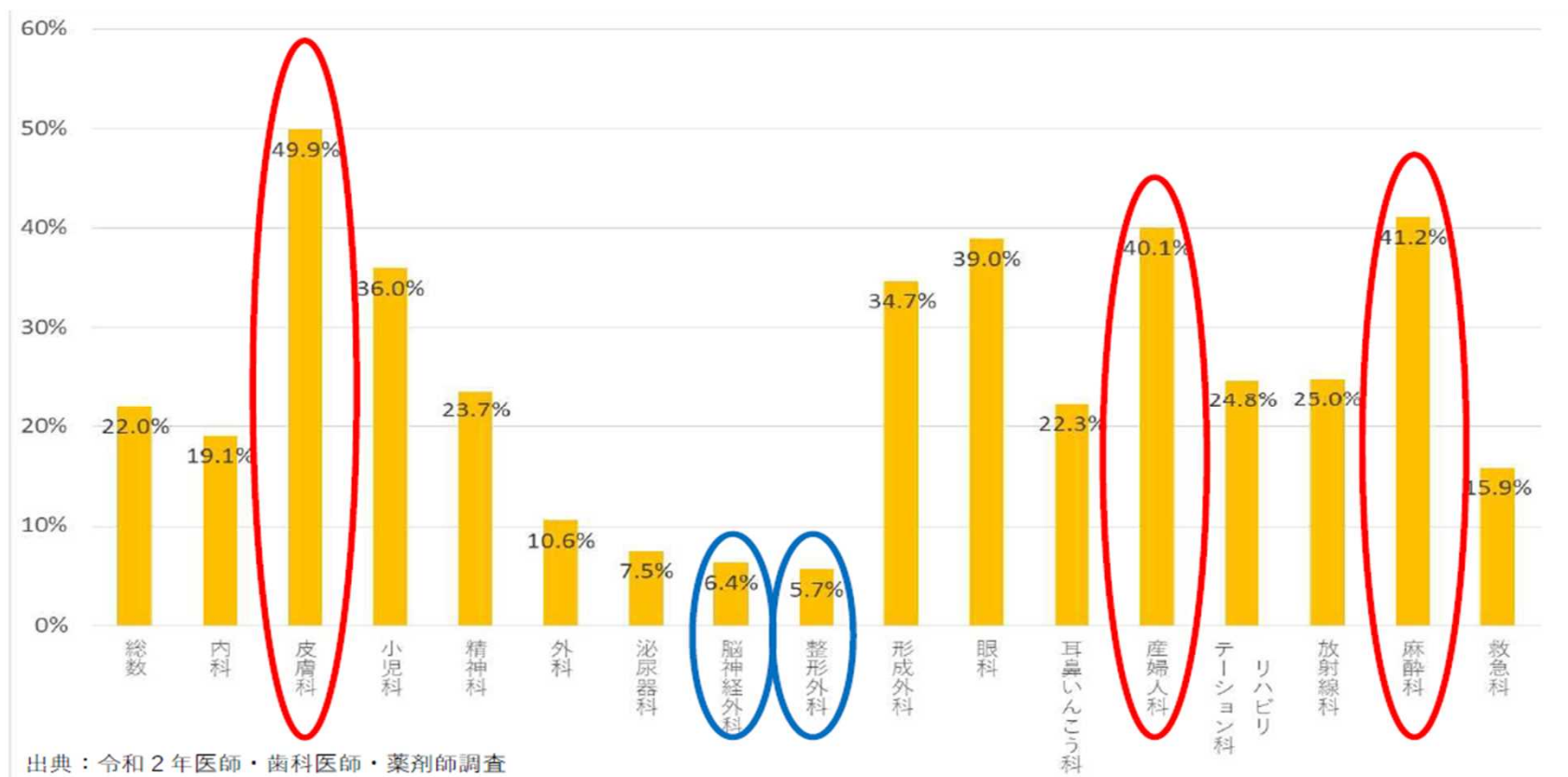
1-1. 女性医師数と割合の推移

■ 女性医師数は年々増加、女性医師の割合も全国平均とほぼ同水準となっている



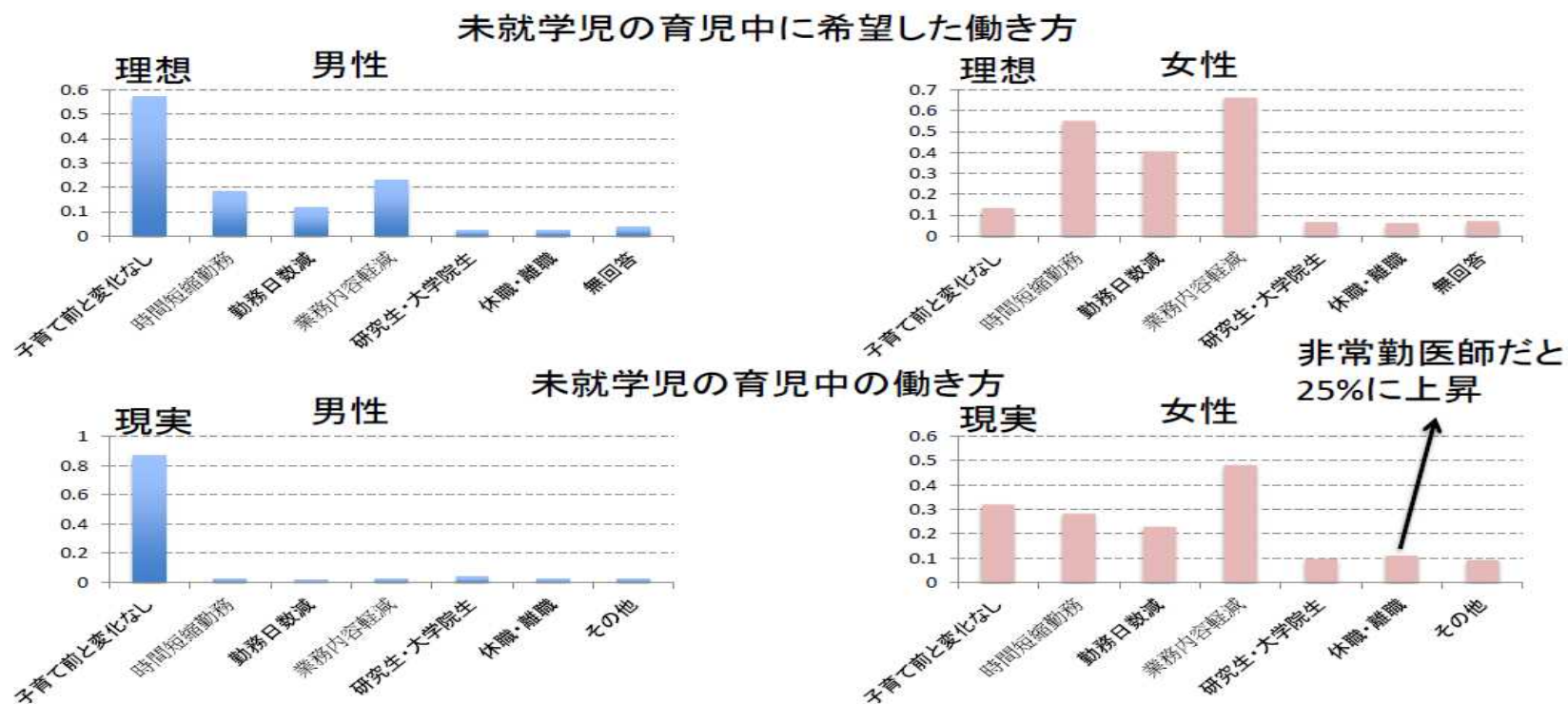
1-2. 診療科別の女性医師の割合（全国）

- 皮膚科、麻酔科、産婦人科では女性医師の割合は高く、整形外科、脳神経外科では低い
滋賀県でも全国と同様に、皮膚科、麻酔科、産婦人科で女性医師の割合が高い



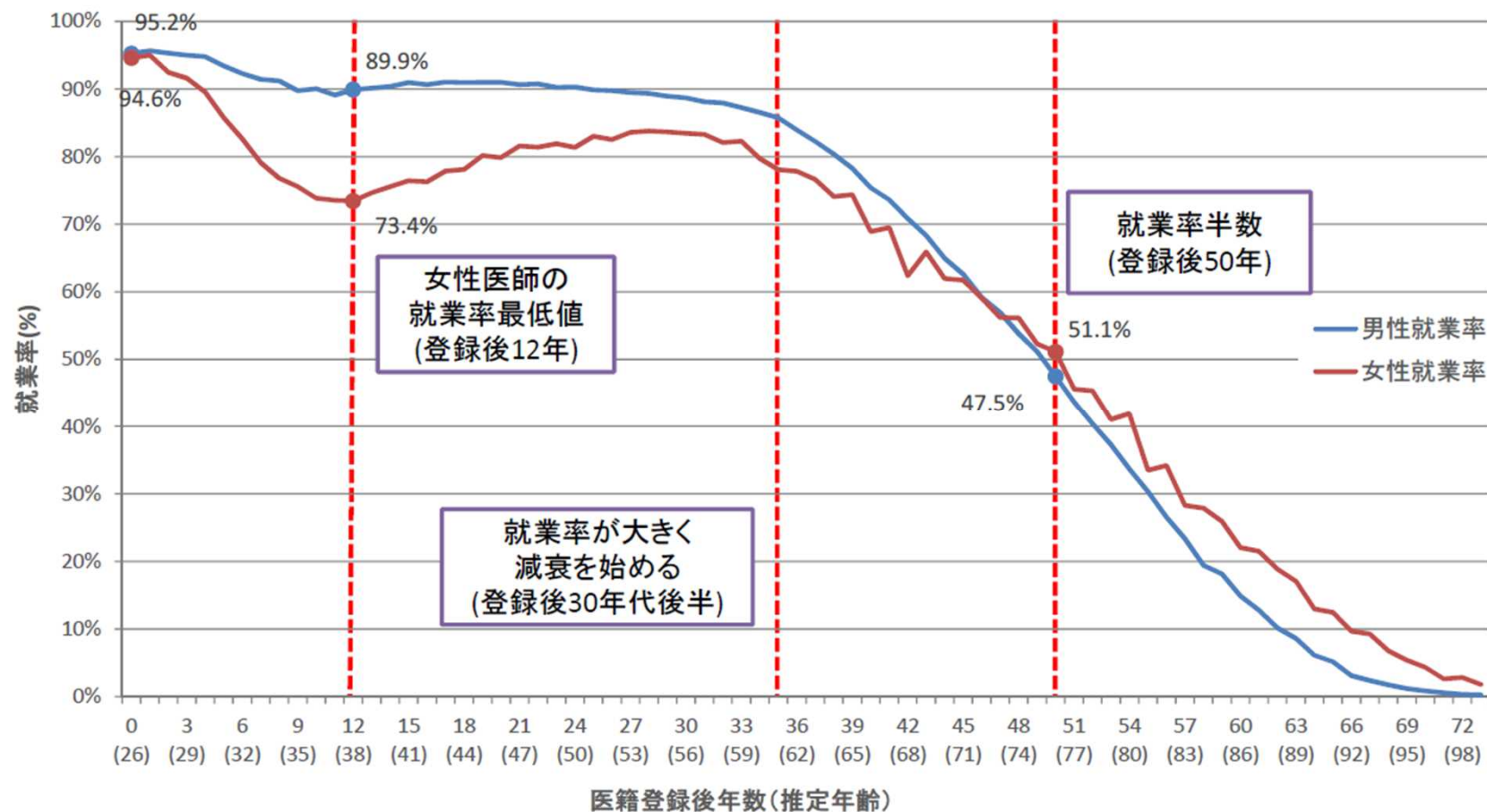
1-3. 育児中の働き方（常勤医師）

- 男性医師は、未就学児の育児中、子育て前と同じ働き方を希望する割合が最も高く、実際に子育て前と同じ働き方をしている割合は約8割
- 女性医師は、「時間短縮勤務」「勤務日数減」「業務内容軽減」を希望する割合が高い。また、現在常勤医師の1割、非常勤医師の4分の1が「休職・休業」を経験



1-4. 医籍登録後の年数別就業率

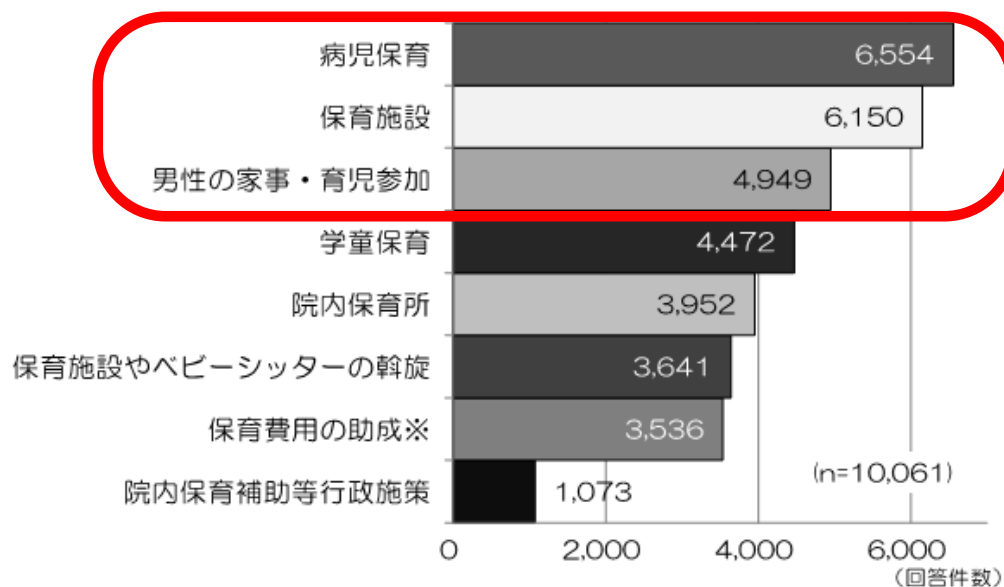
■ 女性医師の就業率は、M字カーブの曲線になる



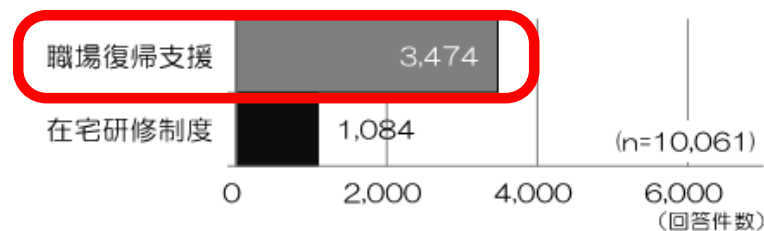
1-5. 女性医師が望む支援

- 子育てに関しては「病児保育」が最も多く、次いで「保育施設」、「男性の家事・育児参加」が多くなっている
- 復帰に関しては、職場復帰への支援を望んでいる

子育てに関して必要と思う支援（複数回答）



復職に関して必要と思う支援（複数回答）



出典：日本医師会「女性医師の勤務環境の現況に関する報告書（平成29年8月）」

2

滋賀県の女性活躍推進施策

2-1. ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム 2023年6月公表 「ジェンダー・ギャップ指数2023」

2023年 日本は、146カ国中 125位

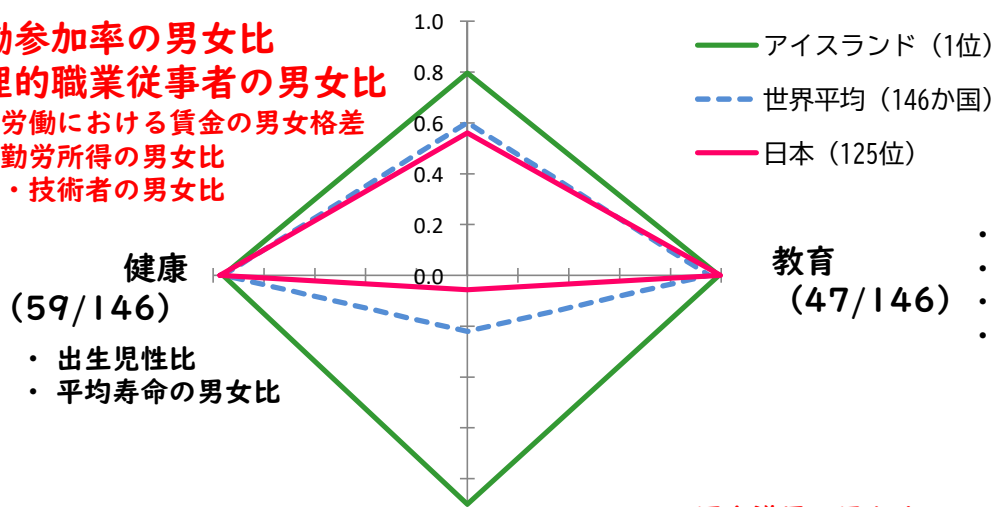
(前年より9位下落。主要7カ国(G7)の中では最下位)

主な国の順位

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
7	ニカラグア	0.811
8	ナミビア	0.802
9	リトアニア	0.800
10	ベルギー	0.796
15	イギリス	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
125	日本	0.647

経済参画 (123/146)

- ・ 労働参加率の男女比
- ・ 管理的職業従事者の男女比
- ・ 同一労働における賃金の男女格差
- ・ 推定勤労所得の男女比
- ・ 専門・技術者の男女比



健康 (59/146)

- ・ 出生児性比
- ・ 平均寿命の男女比

教育 (47/146)

- ・ 識字率の男女比
- ・ 初等教育就学率の男女比
- ・ 中等教育就学率の男女比
- ・ 高等教育就学率の男女比

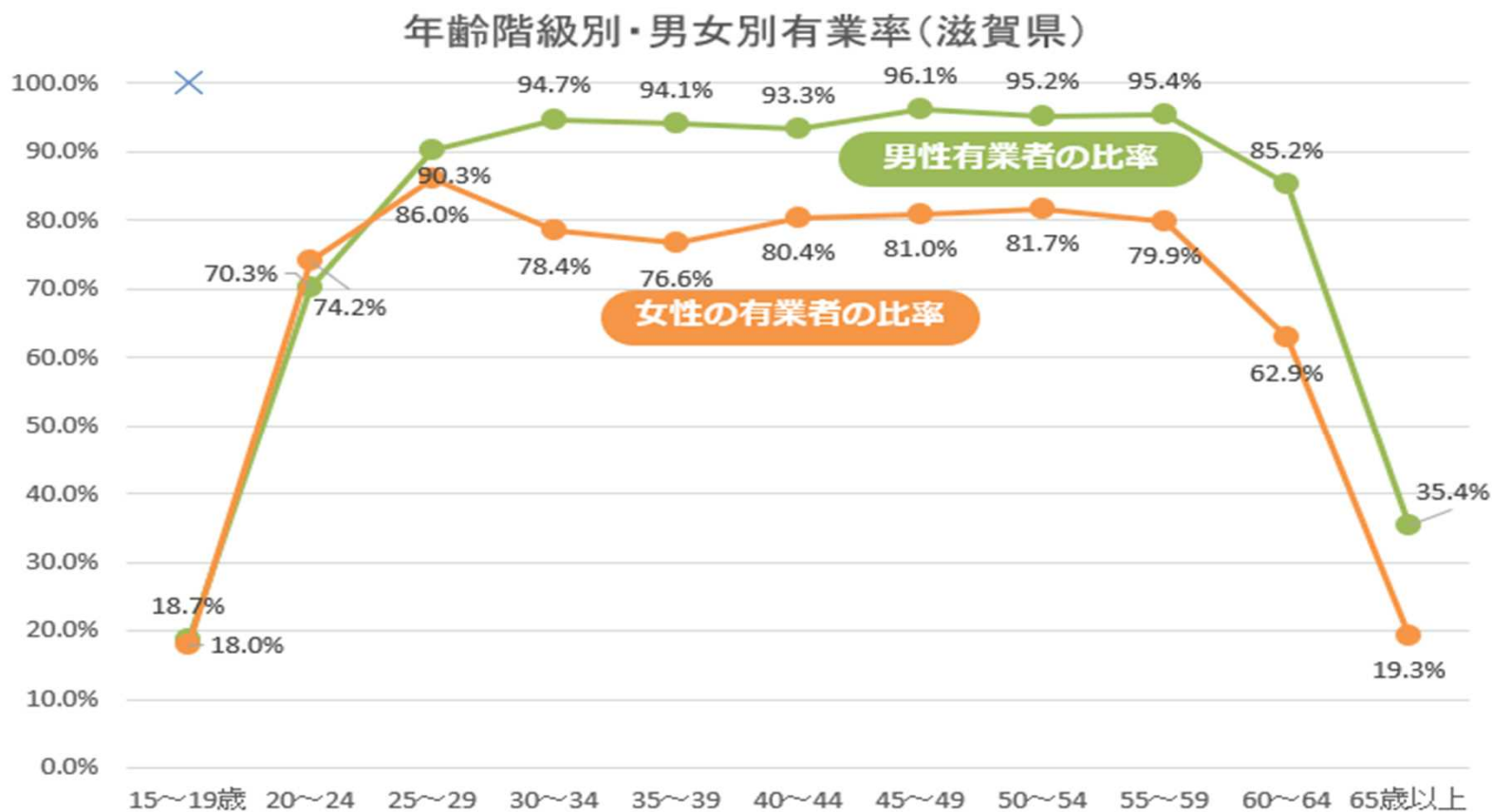
政治参画 (138/146)

- ・ 国会議員の男女比
- ・ 閣僚の男女比
- ・ 最近50年における行政の長の在任年数の男女比

ジェンダー・ギャップ指数：経済教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウエイト付けして総合値を算出。
 その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等

2-2. 男女の就業率の差

■ 女性の就業率は、25～44歳の世代に落ち込むM字カーブの曲線になる



出典:総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」

2-3. 女性管理職

□ 管理的職業に従事する者に占める女性の割合
14.4% 37位 / 47都道府県 (R2国勢調査)

参考 全国：15.7% 1位 徳島県 19.6%

県庁では※・・・

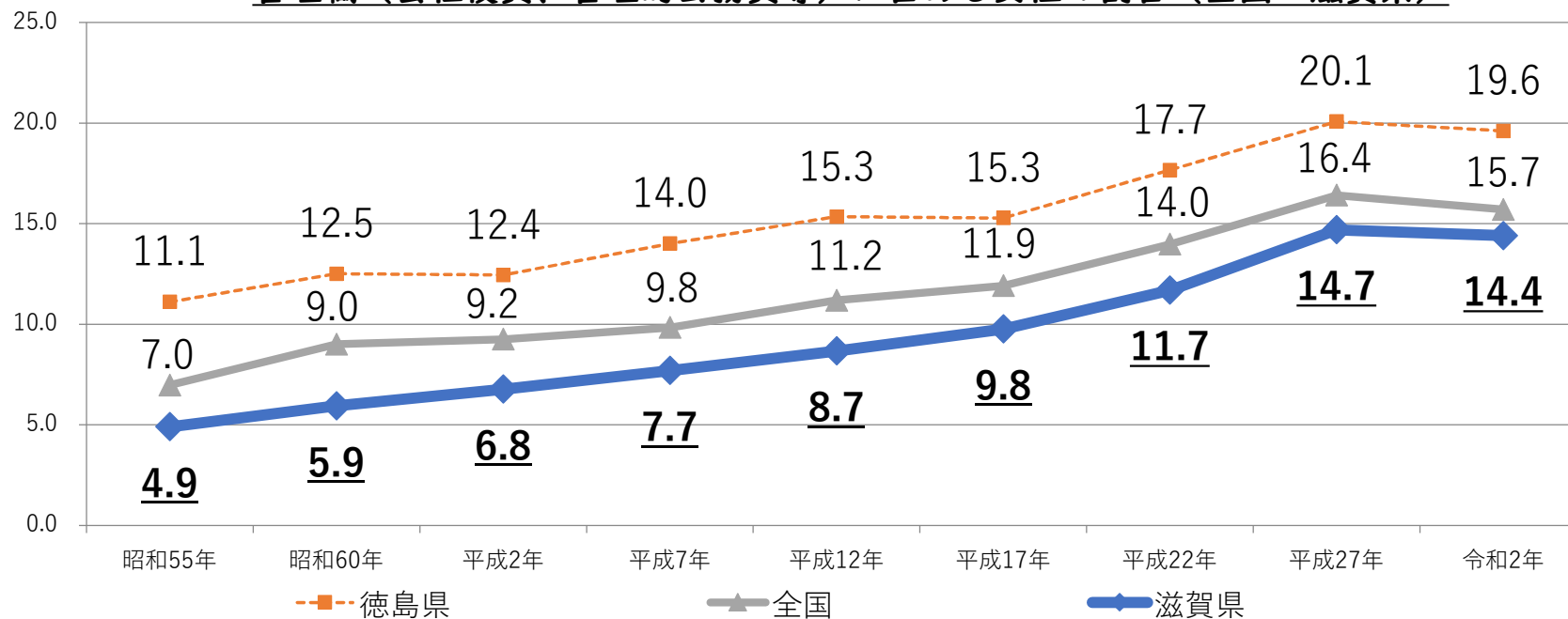
H27.4.1 6.0%

→ R5.4.1 **11.9%**

目標 R8 15.0%以上

※本庁課長に相当する

管理職（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合（全国・滋賀県）

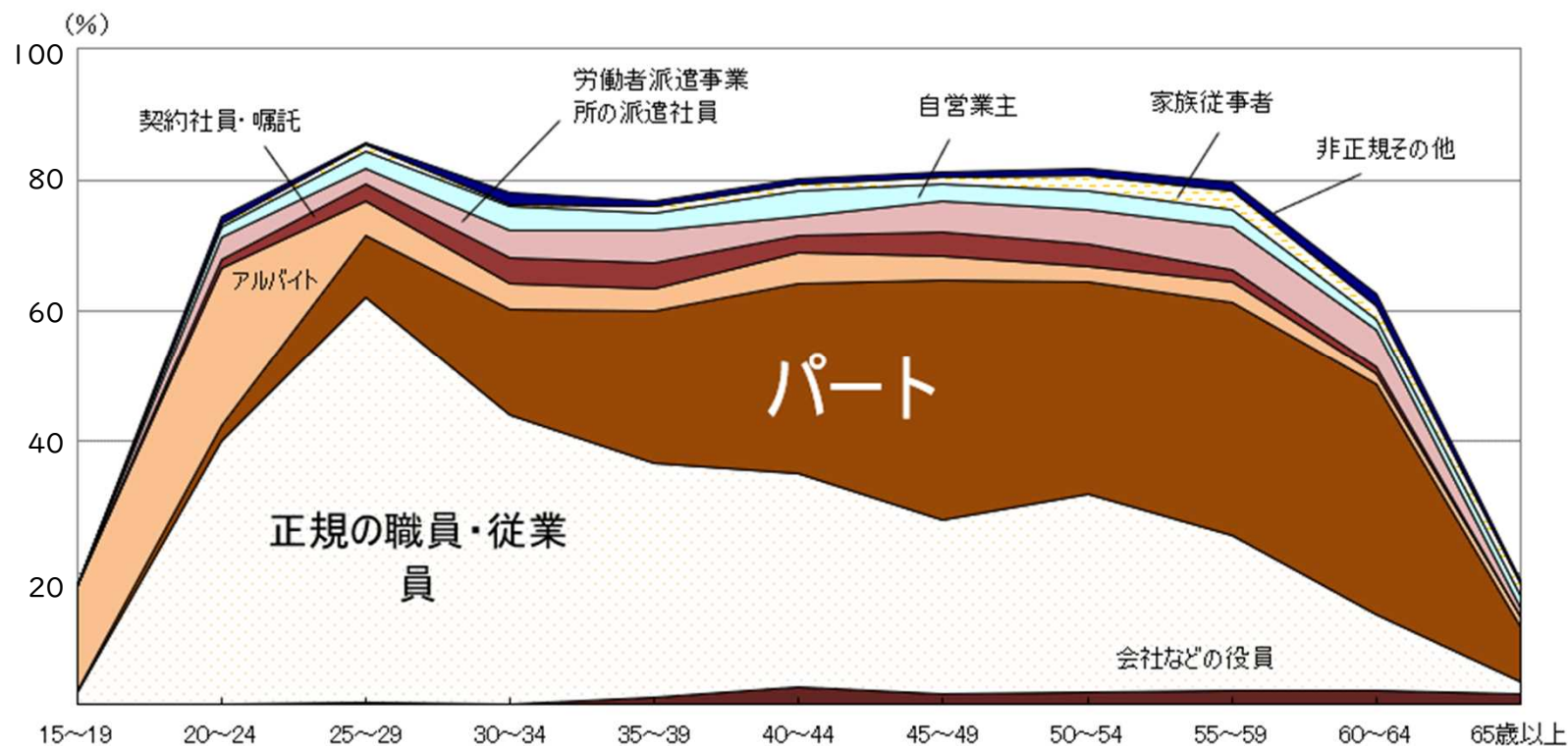


出典：国勢調査

2-4. 女性の雇用形態の偏り

□ 女性の有業者に占める非正規の職員・従業員の割合は**全国1位**

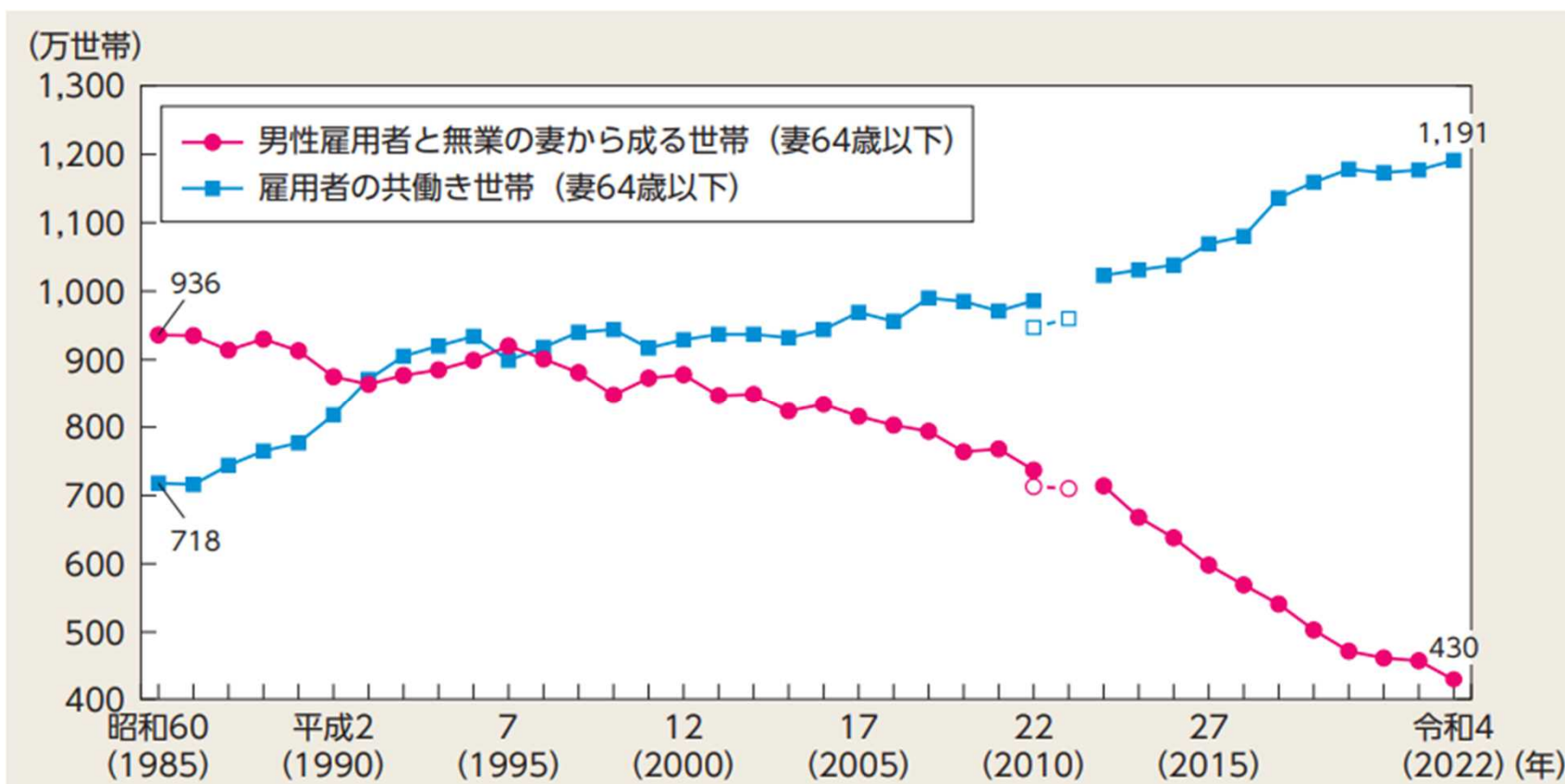
女性の年齢階級別従業上の地位、雇用形態(滋賀県)



出典：令和4年就業構造基本調査

2-5. 共働き世帯数の推移

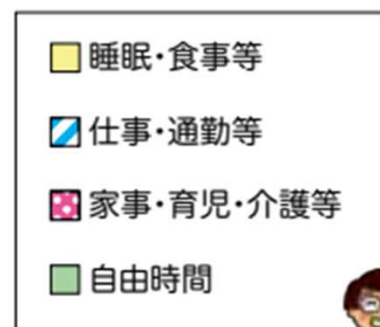
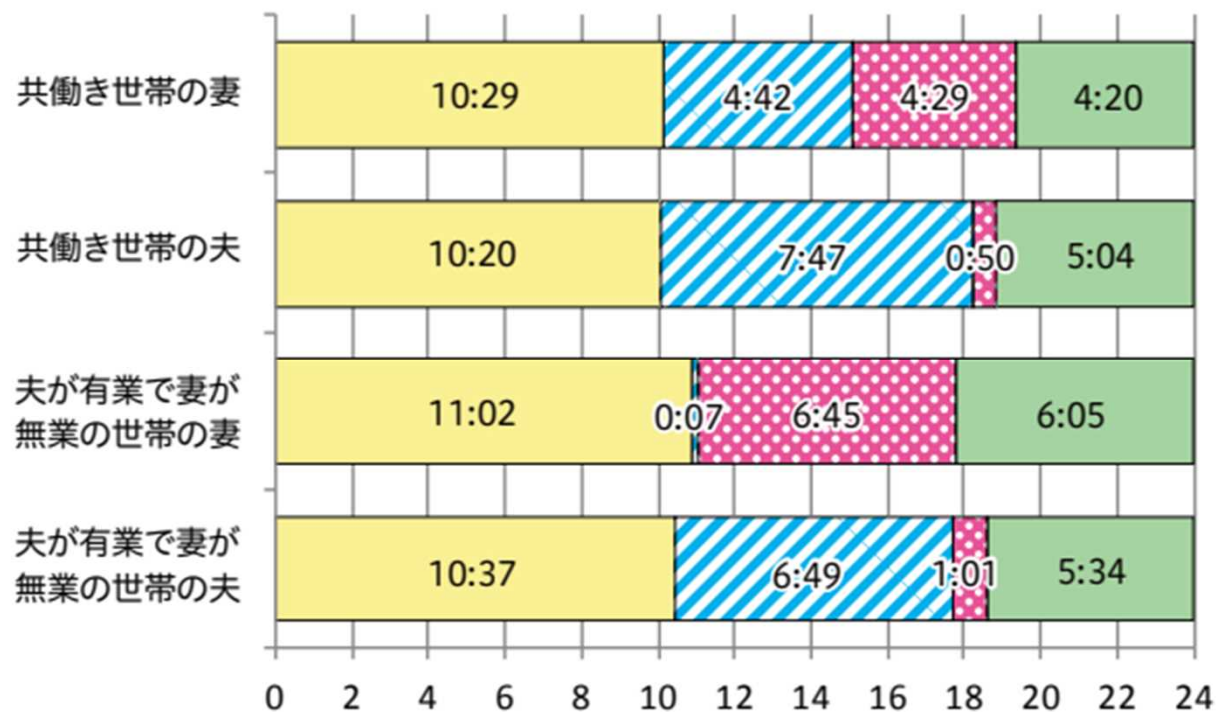
□ 女性の労働参加は進み、共働き世帯が増えているが・・・



出典：令和5年度男女共同参画白書

2-6. 夫婦の家事分担

□ 家事・育児・介護等を担うのは、女性が多い

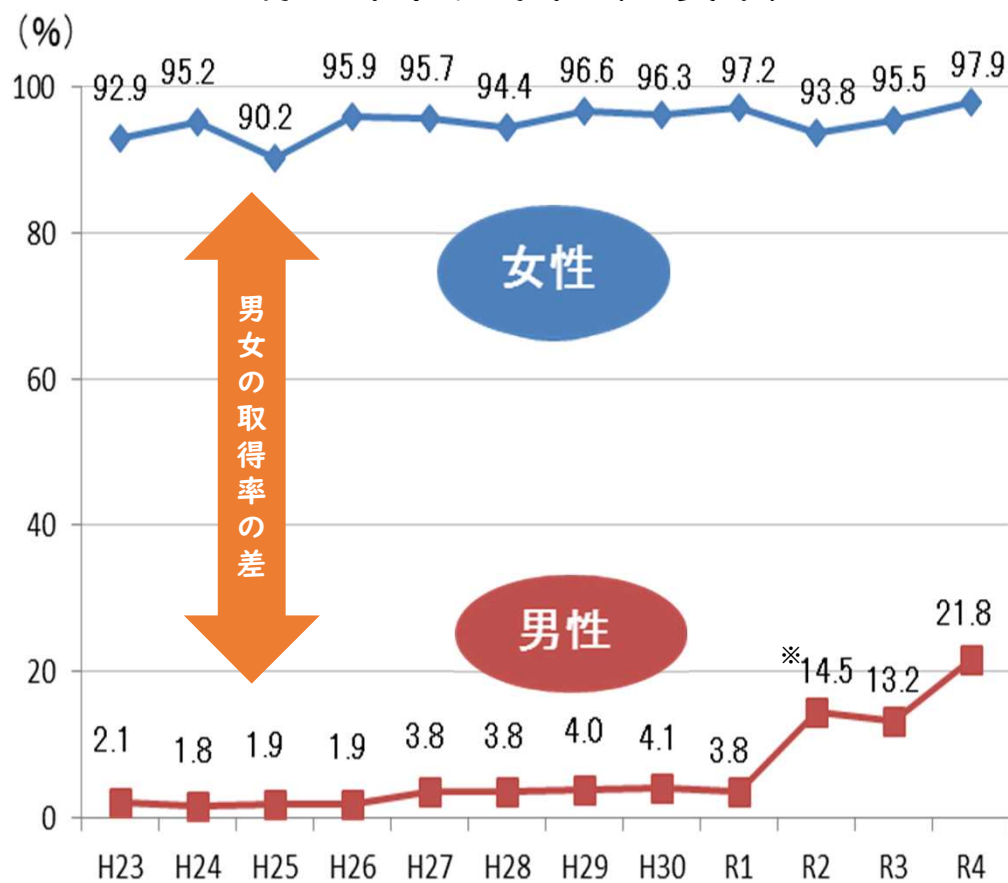


資料：総務省「社会生活基本調査(令和3年)」

備考：端数処理の関係上、構成比の合計が24時間にならない場合があります。

2-7. 男性の育児参画

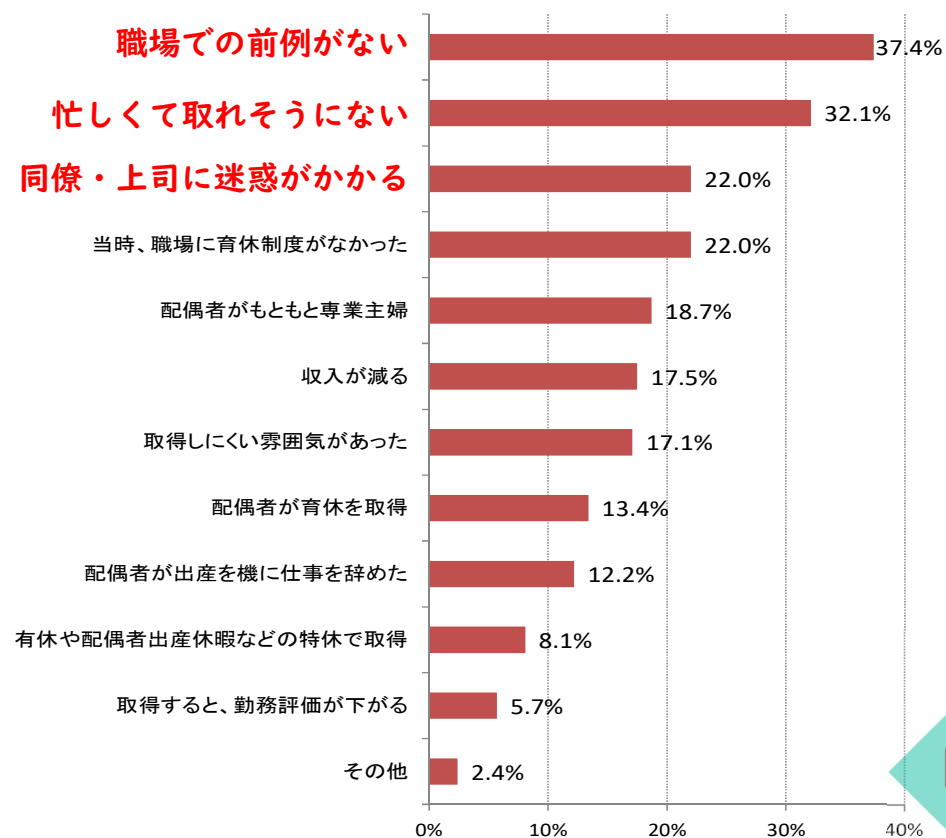
育児休業取得率（滋賀県）



出典：労働条件実態調査（滋賀県）

※調査結果に大きな影響を与える回答を除いた場合の参考値は、6.7%

育児休業を取得しなかった理由（滋賀県） （25～44歳の男性）



出典：平成22年度労働環境等実態調査（滋賀県）

2-8. 県の取組

パートナーしがプラン2025
滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画

計画期間：計画策定～令和7年度

■ 基本理念

一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ

～男女共同参画で変わる 誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指して～

■ 重視すべき視点

- ・あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速
- ・働き方・暮らし方の変革と多様性

■ 重点施策(目指す姿)

- I 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現
- II あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展
- III 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現
- IV 男女共同参画意識の浸透

2-9. 滋賀の女性・元気・応援プロジェクト

令和5年度 滋賀の女性・元気・応援プロジェクト

女性のエンパワーメント

- ・輝く女性のハッピー・キャリアセミナー開催事業
- ・女性管理職異業種交流事業

女性の就職・再就職のための総合的支援

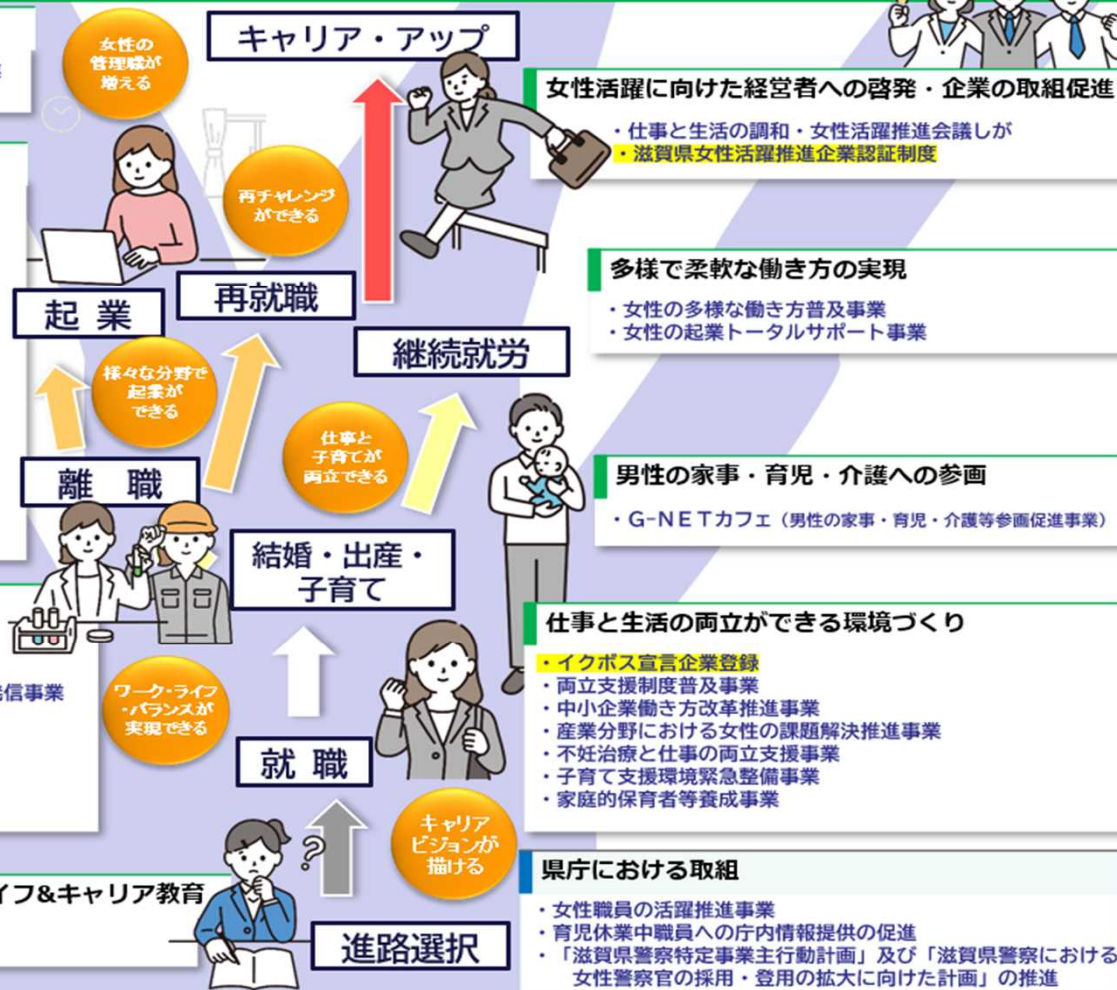
- ・子育て女性等職業能力開発事業
- ・滋賀マザーズジョブステーション事業
- ・女性のわくわく応援事業
- ・医師確保総合対策事業
(女性医師の働きやすい環境づくり) (一部)
- ・地域医師確保促進事業
(復職支援等研修事業補助金) (一部)
- ・滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業
(女性医師ネットワーク運営事業、女性医師の継続就労支援) (一部)
- ・看護職員確保等対策費 (一部)
- ・地域医療総合確保事業 (一部)
- ・介護・福祉人材確保緊急支援事業 (一部)
- ・しが介護職員定着等推進事業者登録制度
- ・保育士・保育所支援センター運営事業
- ・保育士修学資金貸付事業

多様な活躍への支援

- ・農業・農村男女共同参画推進事業
- ・女性新規就農者確保事業
- ・女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業
- ・女性が変わるみらいの農業推進事業
- ・女性アスリート・指導者育成支援事業
- ・建設産業魅力発信事業 (一部)
- ・地域を支える建設産業魅力アップ事業 (一部)
- ・消防職員特別教育女性消防職員教育

性別にとわれない選択を可能にするライフ&キャリア教育

- ・学校教育におけるキャリア教育の実施



2-10.おもな取組の紹介①

■ 女性医師の働きやすい環境づくり

- 女性医師が仕事と家庭を両立しながら働き続けられる職場環境の整備を支援
(病院勤務環境改善支援事業)
- 医療従事者の離職防止、定着促進に向けて、勤務環境の改善に向けた取組を促進
(滋賀県医療勤務環境改善支援センター運営事業)

■ 女性医師の復職支援

- 医師の離職防止等を図るため、産育休や介護等の理由により一定期間離職していた医師の医療現場への復帰を支援
(復職支援等研修事業)

■ 女性医師の継続就労支援

- 女性医師ネットワークを通じて、勤務環境の改善等に向けた情報交換や相互の連携を促進
- 女性医師の継続就労やキャリア形成などを支援する相談窓口を設置
(滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業)
- 病院等に勤務する子どもを持つ職員の離職防止、再就業を促進するため、病院内保育所の運営を支援
(病院内保育所運営費補助事業)

2-11.おもな取組の紹介②

女性活躍に向けた企業の 取組促進として・・・

■ 滋賀県女性活躍推進企業認証制度

- 滋賀県内の女性活躍推進に取り組む企業・団体を、男女の育休取得率や女性の継続就業、管理職登用への取組など、その実情に応じて「一つ星企業」「二つ星企業」「三つ星企業」の3段階で認証

➤ 認証企業

300社（R5年9月末時点）

★★★5社 ★★139社 ★156社

～医療法人等における認証状況～

- ・医療法人 (2社)
- ・社会福祉法人(12社)



仕事と生活の両立ができる 環境づくりのために・・・

■ イクボス宣言企業登録

- 仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを進めるため、「イクボス」を増やす取組を推進

➤ 取組企業

280社（R5年9月末時点）



3

子ども・子育て施策

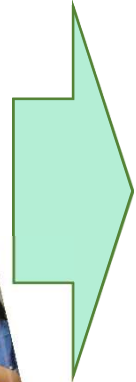
3-1. 時代に応じた変化と、学び続けることの大切さ

■ 高校家庭科の目標は「男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力」の育成

■ 中学校技術・家庭科の家庭分野では「SDGs」や「共生社会」「キャリアデザイン」などを学習



中学校技術・家庭科(東京書籍、開隆堂、教育図書)



1 共生社会の実現のために

学習の目標

- 共生社会の重要性について
- 共生社会の実現のために、

1 共生社会とは

2 共生社会の実現のために

3 共生社会の実現のために

4 共生社会の実現のために

5 共生社会の実現のために

1 ライフプランを考えよう

自分の人生の主人公になるために、生活資源を有効に活用できるようになろう。自己実現をめざし、自分らしいライフプラン(生活設計)を立てて、未来のキャリアをデザインしてみよう。

次のうち、生活資源となるものは何だと思う？

- 1 時間
- 2 現金

2. キャリアをデザインしよう

1 キャリアとは

あなたは今、「高校生」という立場のほか、親からみれば「子ども」として、また地域社会の「住民」として暮らしている。将来、「労働者」や「夫/妻」、「親」という立場になれば、社会的な責任が大きくなり、それぞれに重要な役割を担うよう

3 キャリアとは

あなたは今、「高校生」という立場のほか、親からみれば「子ども」として、また地域社会の「住民」として暮らしている。将来、「労働者」や「夫/妻」、「親」という立場になれば、社会的な責任が大きくなり、それぞれに重要な役割を担うよう

4 キャリアとは

あなたは今、「高校生」という立場のほか、親からみれば「子ども」として、また地域社会の「住民」として暮らしている。将来、「労働者」や「夫/妻」、「親」という立場になれば、社会的な責任が大きくなり、それぞれに重要な役割を担うよう

5 持続可能な家庭生活

持続可能な家庭生活をめざして

地域の中で、それは差別だとか、人として尊重されていないと感じることはありますか。世界に目を向けた場合はどうですか。

ア・キャリアの例

イ・キャリアの例

17のSDGは生活の全てにかかわっています。家庭・保育・地域の生活とは特に次の目標との関連が深いです。あなたはこれからどんな取り組みをしようと考えていますか。身近なことから考えて話し合ってみましょう。

●日本における子どもを援助する活動

●子どもを援助するための活動

●子どもを援助するための活動

新家庭基礎(教育図書)

新家庭基礎(大修館書店)

中学校技術・家庭科(開隆堂)

技術・家庭 家庭分野(開隆堂)

3-2. 「こども家庭庁」の発足

こどもまんなか
こども家庭庁

■ 国において、子ども政策の推進のため「こども家庭庁」が発足。

- 令和5年4月1日に発足。
- スローガンは「こどもまんなか」。
- これまで別々に担われてきた、こども政策の司令塔機能を一本化し、主導する。
- こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。



3-3. 滋賀県の取組

■ 滋賀県においても、部局や都道府県の垣根を越え、子ども・子育て支援を進めている。

□ 子ども政策推進本部

- 令和5年4月28日に設置。
- 知事、副知事、子ども政策関係部長により構成。
- 子どものために、子どもとともにつくる県政の実現に向け、子どもに関する施策を強かに推進するため、部局を越えた企画立案や調整を行う。

□ 全国知事会「子ども・子育て政策推進本部」

- 令和5年7月25日に設置。
- 47都道府県の知事により構成され、滋賀県の三日月知事が本部長に就任。
- 子ども・子育ての現状や課題、取り組むべき施策等について幅広い視点から議論し、その成果を内外に発信する。

3-4. 県基本構想における子ども政策

■ 第2期※の滋賀県基本構想実施計画では、「子どもを真ん中においた社会づくり」を13の政策の柱のうちの一つに定めている。

※第2期 2023年度～2026年度

□ 施策の展開

- 1 生まれる前からの切れ目のない子育て支援
- 2 「滋賀の宝」である子ども・若者を社会全体で応援
- 3 困難な状況にある子ども・若者を支える
- 4 子どもの目線で社会をつくる仕組みづくり

政策2 子どもを真ん中においた社会づくり

政策の目指す方向

- 安全・安心な環境の中で子どもが生まれ育ち、安心して出産や子育てができる社会を構築する。
- 困難な状況にある子どもたちを社会全体で育む環境づくりをはじめ、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。
- 子どもが参画し、子どもの目線で、子どもとともに社会をつくる仕組みづくりを検討する。

現状と課題① 子育て環境

- 特異児童の解消に向けた取組とあわせて、幼児
- 核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでい
- 子育ての不安感、負担感を解消する環境づくり、
- や豊かな人間関係の中で支えられ、子ども・若
- くりが必要である。
- 価値観の変化など様々な要因が影響し、婚姻件
- 新型コロナウイルス感染症流行に伴う行動制限
- 性もあり、令和4年(2022年)の本県における
- 状況にある。
- コロナ禍で感染防止対策が必要となっており、
- る。また、日常生活や他者との交流が制限され
- える中で、次世代を育てる役割を担う家庭教育
- なっている。
- 戦争の悲惨さなどの記憶の風化が懸念され、平
- 成の必要がある。

施策の展開

生まれる前からの切れ目のない子育て支援

- 保育所等の計画的整備の促進と保育人材の
- 質の向上や、多様化する保育ニーズへの対
- 応
- 妊産婦から子育て期において、全ての子育
- 産および子育ての不安や負担感の解消を図る
- るため、地域における切れ目のない子育て
- 結婚や子どもを持つことの希望が実現でき
- る人のサポートに取り組む。

12

滋賀県基本構想実施計画

第2期〈2023年度-2026年度〉

~みんなで描き、ともに創る「健康しが」~

令和5年(2023年)3月

滋賀県

3-4. 県基本構想における子ども政策

■ 子どものために、子どもとともにつくる県政を目指す

子ども・子ども・子ども

子どもまんなか 5つの方向性

- あらゆる政策の中心に子どもを置く
- 子ども・若者の声を反映する
- 社会全体で子ども・若者の育ちや学び、暮らしを支える環境をつくる
- 民間との協働をすすめる
- 市町とともに

取組

1. 子どもが生まれる前からの切れ目ない支援

2. 困難な環境にある子ども・若者の支援

3. 子ども・若者の生きる力を育む

子ども・若者基金
39事業に
152百万円を活用

(仮称)子ども基本条例の
制定



視点

誰ひとり取り残さない

子どもを産み育てることに
喜びを感じる滋賀に

多様な主体との
分野横断的な連携

子どもも大人も
「すまいる・あくしょん」

3-4-1.子どもが生まれる前からの切れ目のない支援

「出会い」から支援を行い、子どもを安心して生み育て、
子どもの健やかな育ちを支える社会をつくる



出会い創出、妊娠・出産の相談支援

- ・ しが出会いサポート地域連携推進事業
- ・ 不妊専門相談センター
- ・ 若年妊婦等への支援



子育て家庭への支援

- ・ 情報発信（ハグナビしが）
- ・ 滋賀で誕生ありがとう事業
- ・ 保育の人材確保と環境改善
- ・ **新** 保育所等における事故防止対策
- ・ 子育て支援の充実（保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）
- ・ 子育て・女性健康支援センター

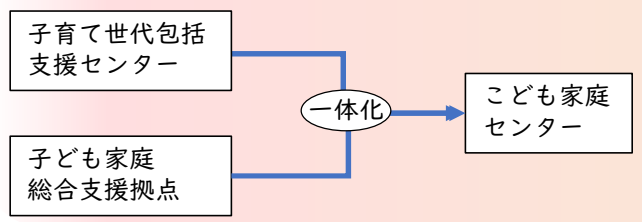
幼保小接続・学びの支援

- ・ 子ども一人ひとりの学びの最適化
- ・ 幼保小の架け橋プログラム事業



母子保健と子育て支援の一体的推進

- ・ 出産・子育て応援交付金と伴走型相談支援の着実な実施に向けた支援
- ・ こども家庭センターの設置促進



子育てを応援する地域づくり

- ・ リトルベビー等家族支援事業
- ・ 子ども食堂への支援
- ・ **新** 協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業（居場所づくり）
- ・ すまいる・あくしょん普及啓発



NPOによる居場所づくり

3-4-1.①しが出会いサポート地域連携推進事業

滋賀県で結婚を希望される方の出会いをサポート

結婚を希望している方の出会いの機会を創出

A I マッチングシステムを活用した結婚サポート体制を整備！

背景

- 未婚率の上昇と晩婚化・晩産化の進行
- ・未婚者(18歳～34歳)の結婚意思は、男女とも8割以上
 - ・独身でいる理由は男女(25～34歳の未婚者)とも「**適当な相手にめぐりあわない**」が最も多く4割程度。(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)
 - ・感染拡大前に比べ、**出会いの機会が約3割減少**(『新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査』(2021年6月内閣府))

『結婚をしたい』という希望を叶えるための支援が必要！！

オンライン型結婚支援センター 『しがめぐりあいサポートセンター』

①マッチング支援

- ・マッチングシステムの運用
- ・コーディネーターがオンライン上で結婚を希望する人からの相談受付、マッチングから成婚までのフォロー

②担い手・人材育成

- ・結婚相談員の育成研修の実施

③イベント・セミナーの開催

- ・婚活イベントや婚活に役立つセミナーの開催

④情報発信

- ・マッチングシステム登録会員募集(HP、SNS)
- ・結婚支援コンシェルジュによる結婚支援の取組み参画への働きかけ・情報提供(対市町、企業・団体)

市町や企業・団体との連携促進

「滋賀で結婚をしたい！」
希望が叶う滋賀県の実現

期待できる効果

- >若い世代の地域への定着
- >他府県からの移住促進
- >滋賀県の活性化！



市町や企業・団体の連携取組内容

①マッチング支援

- ・結婚相談員がいる市町においては、マッチングシステムも活用したフォローを実施

②担い手・人材育成

- ・結婚相談員の地区研修会の開催
- ・結婚相談員の掘起し

③イベント・セミナーの開催

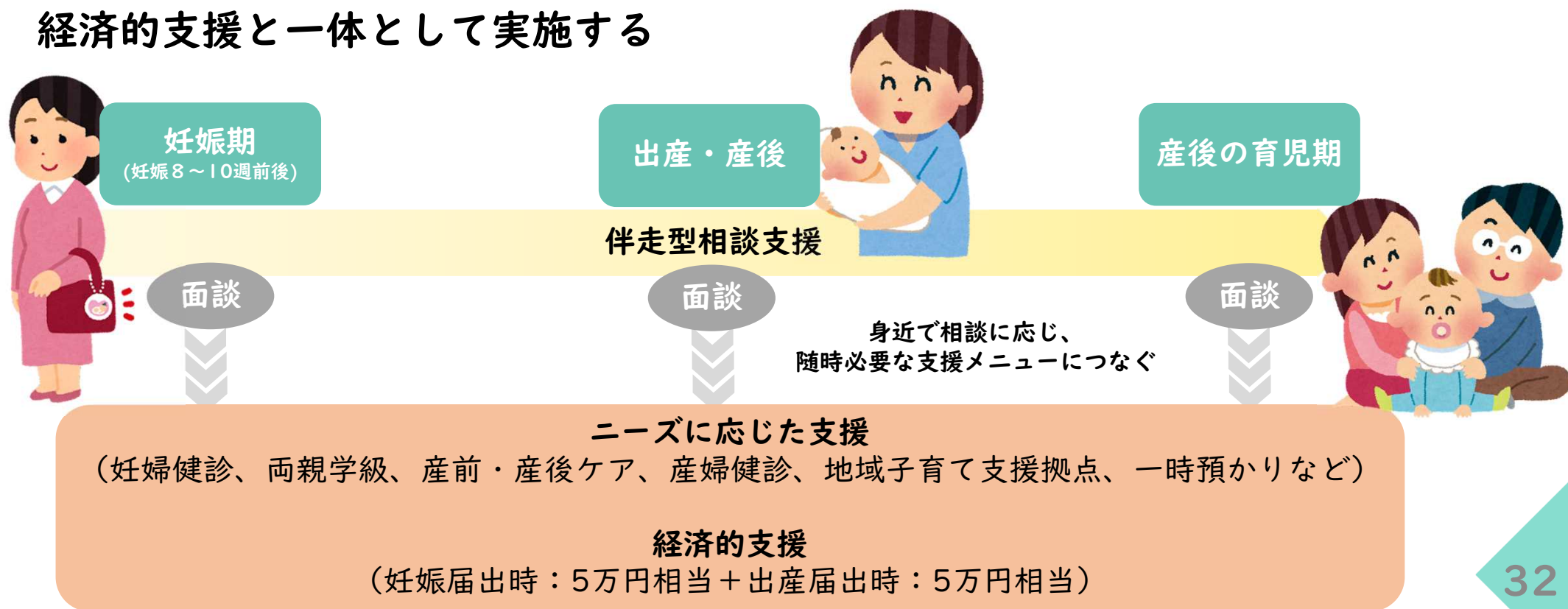
- ・結婚相談員と連携した婚活イベント等の実施

④情報発信

- ・出張登録・相談会の主催・共催
- ・結婚支援コンシェルジュによる訪問

3-4-1.②出産・子育て応援交付金と伴走型相談支援

■ 妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近な市町で相談に応じ、様々にニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と一体として実施する



3-4-1.③地域子ども・子育て支援事業

■市町は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、
13の事業を実施している ※市町によって実施の有無は異なる

仕事と子育ての両立に係る事業を抜粋

取組	内容
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する、子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

3-4-1.③地域子ども・子育て支援事業

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

※市町によって実施の有無は異なる

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それがファミリー・サポート・センターの願いです。

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

相互援助活動の例



会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合います。

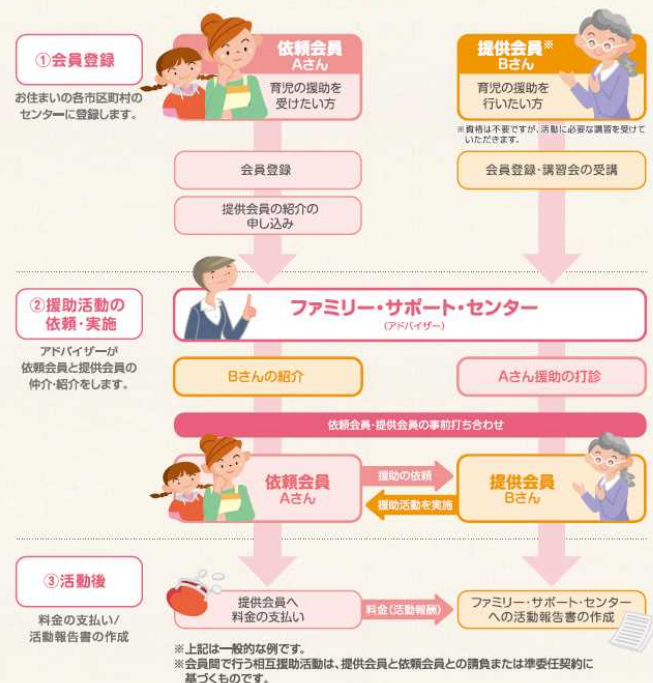


ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

- 1 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 2 会員同士の相互援助活動の調整など
- 3 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- 4 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
- 5 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整

●一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりなど(病児・緊急対応強化事業)を実施しています。
(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)

活動はどんなふうに行われるの？



料金(活動報酬)について

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払います。金額は各市区町村、時間帯、内容によって異なります。

厚生労働省のリーフレットより引用

3-4-1.④ポータルサイト「ハグナビしが」

■結婚から妊娠、出産、子育ての各ステージに応じた情報を集約したポータルサイト

- ・県や子育て支援団体、ナビサポーターによるレポートやお知らせなど新しい情報を掲載



ニーズに合わせた情報を5つのカテゴリーで紹介

結婚

- ・県内の結婚支援情報
- ・結婚観に関する県民アンケート
- ・結婚エピソード など

妊娠・出産

- ・妊娠中・出産前後に役立つ制度やサポートサービスに関する情報 など

子育て

- ・県内の保育施設など子育て支援施設の情報
- ・子育てに関する制度
- ・病気や救急時の対応
- ・淡海子育て応援団情報 など

おでかけナビ

お悩み相談窓口

3-4-1.④ポータルサイト「ハグナビしが」

■登録された企業や店舗で、割引などの子育てを応援するサービスを受けられる

淡海子育て応援団

淡海子育て応援団事業とは？

・社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て家庭を応援するサービスの提供などを行ってる企業や店舗を「淡海子育て応援団」として登録し、その取組内容をポータルサイト「ハグナビしが」等により紹介。

・18歳未満のお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭を対象に、「淡海子育て応援カード」を発行。発行されたカードを「淡海子育て応援団」の協賛店で提示すると割引などのサービスを受けることができる。

子育てを応援するサービスとは？

お得なサービス



淡海子育て応援カードの提示による、子育て家庭が経済的に優先される商品やサービスの提供

- ・商品の割引・特典・ドリンクやおやつサービス・お誕生日の記念品プレゼント
- ・ポイントサービス・金利優遇サービス等

やさしいサービス



子育て家庭が利用しやすい設備の整備

- ・授乳室・おむつ替え台・ベビーベッドの設置・キッズコーナーの設置・子どもと一緒に入れるトイレ・休憩用イス・バリアフリー等

便利な設備



子育て家庭への付加的サービスの提供

- ・子育て相談・絵本読み聞かせ・託児サービス・ミルク用お湯提供・ベビーカー貸出・アレルギー対応メニュー・親子料理教室の開催等

淡海子育て応援カード



(紙カード)



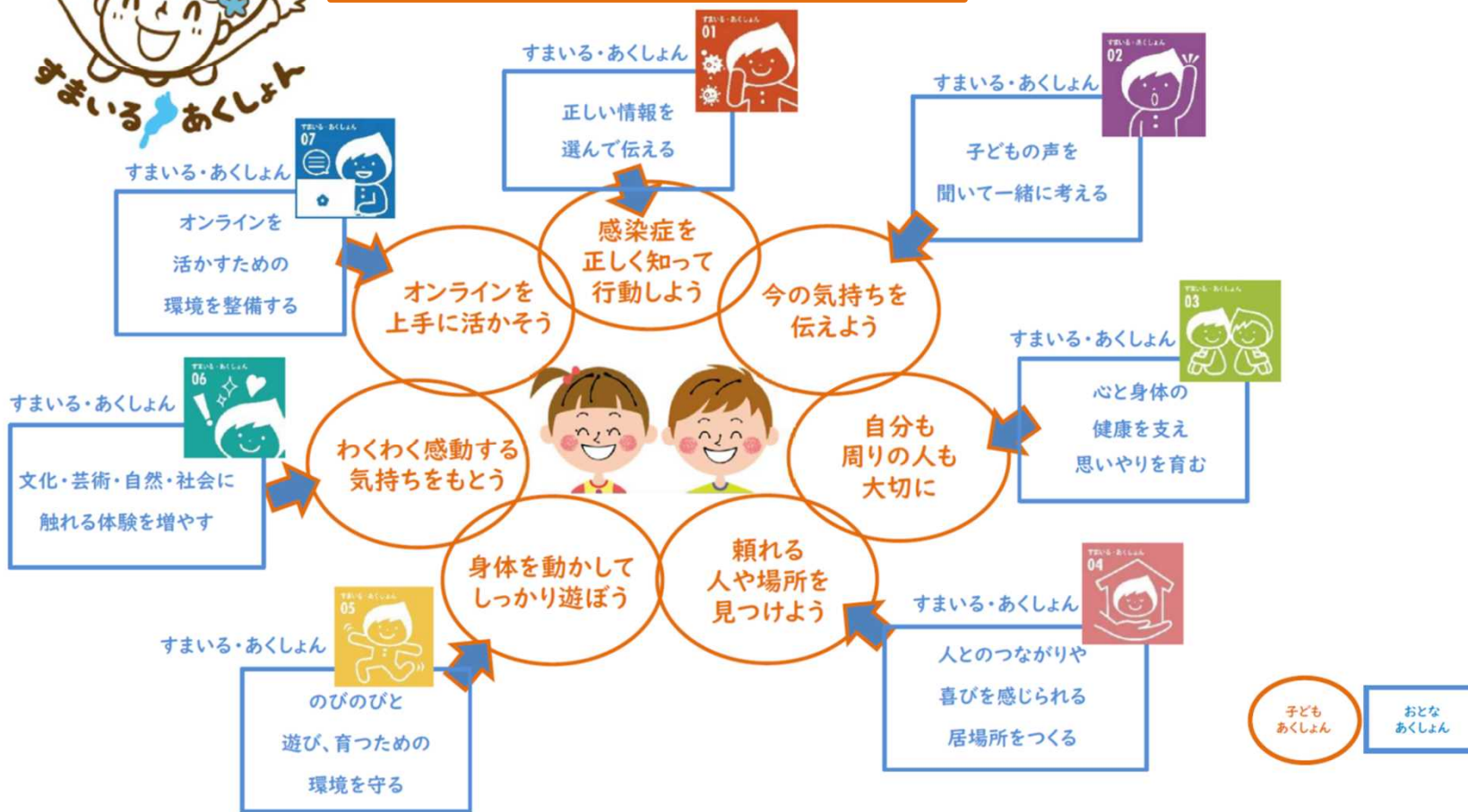
(デジタル画像)

3-4-1.⑤すまいる・あくしょん



子どもの笑顔を増やすための新しい行動様式

- 令和2年度に県内31,320人の子どもたちの声をもとに作成
- 140の企業・団体が「すまいる・あくしょん」への取組を宣言している（令和5年11月1日時点）



3-4-1.⑥福祉医療費助成事業の拡充案

■ 令和6年度中に、義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある者（高1～高3年代）の医療費助成を新たに実施する。

➤ 県内のどこに住んでいても等しく医療サービスが受けられるよう、県と市町が協力して取り組む。

制度名	(仮称) 高校生等福祉医療費助成制度
対象者	義務教育終了から満18歳到達の年度末までにある者（高1～高3年代） <※就学・就労の有無を問わない>
診療科目	全診療科目 入院・通院
自己負担	通院：500円／1レセプト 入院：1,000円／日（14,000円／月上限）
所得制限	なし
負担割合	県10／10

拡充イメージ

	県	県
	…拡充分	…既存分
	入院	通院
高校3年	県	県
2年	県	県
1年	県	県
中学3年	市町	市町
2年	市町	市町
1年	市町	市町
小学6年	市町	市町
5年	市町	市町
4年	市町	市町
3年	市町	市町
2年	市町	市町
1年	市町	市町
就学前	県 市町	県 市町

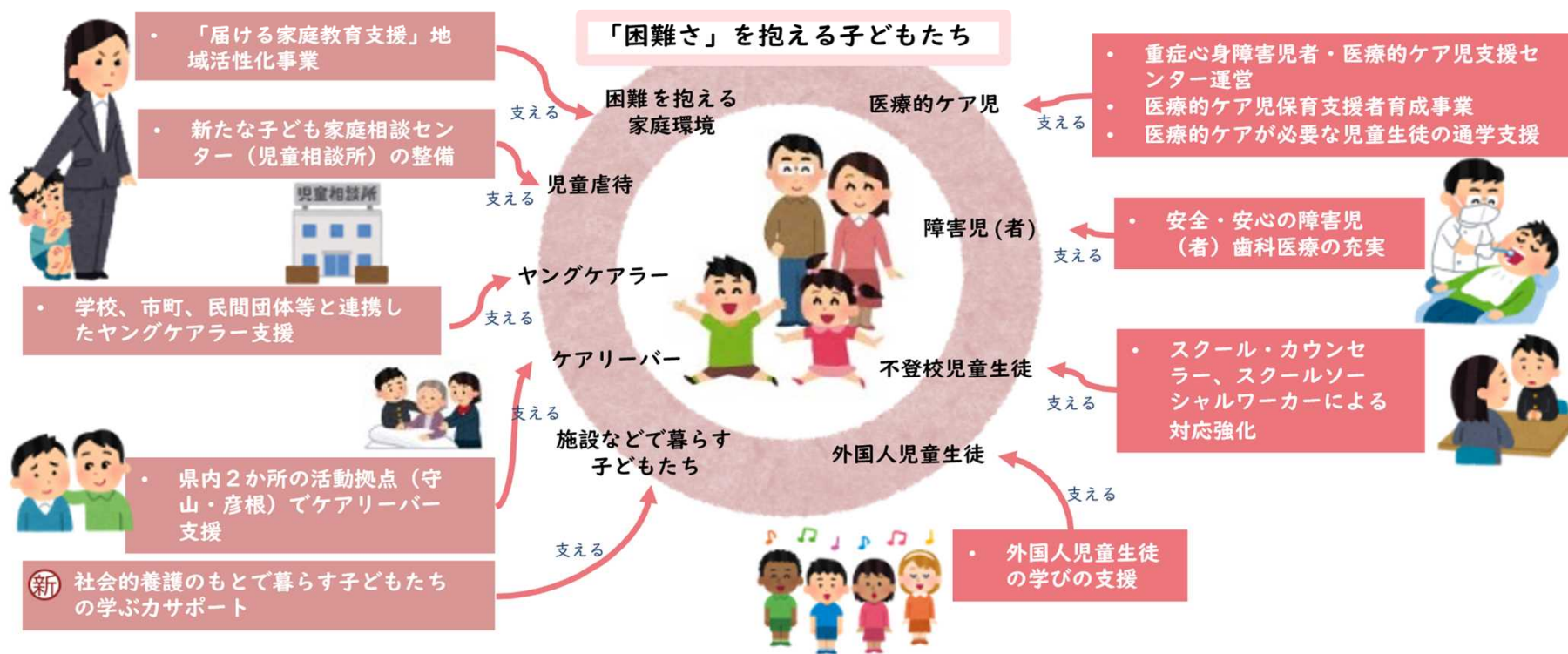
令和6年度中に
拡充予定



3-4-2. 困難な環境にある子ども・若者の支援



困難な課題を抱える子ども・若者たちを
社会全体でケアし、フォローしていく環境をつくる



3-4-3.子ども・若者の生きる力を育む



子ども・若者が健やかに育ち、社会の一員として活躍できる社会をつくる

子ども・若者基金を活用し、多様な学びの場をつくる



若者の活躍の促進

- ・ 交流の場を作る
- ・ 活動の幅を広げる

- ・ しが若者ミーティングの開催
- ・ ネットワーク事業等
- 新** 協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業



しが若者ミーティング

子ども・若者の声を政策に生かす

- ・ 幅広く声を聞く機会を設ける
- ・ 当事者の声に寄り添う

- 新** デジタル版広報誌
- 新** 次世代県政モニター
- 新** 高校新聞部による県政広報
- 新** 子ども向けポータルサイト
- 新** 子どもから知事への手紙
- 新** 子ども・若者が参画（子ども若者審議会など）



子ども県議会

子ども・若者の生きる力



4

国の動き

(令和6年度予算概算要求資料より)

令和6年度厚生労働省予算概算要求における重点要求

○人口減少や超高齢社会に対応した、持続可能な地域医療・介護の基盤構築や地域共生社会の実現
 ○イノベーションや「新しい資本主義」による成長の加速化の推進
 を図るとともに、国民一人ひとりがその果実を実感するための改革を進める。その中で、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定など、近年の物価高騰・賃金上昇等を踏まえた必要な対応を行う。

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

<医療・介護におけるDXの推進>

- ◆ 医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進

<医薬品等のイノベーションの推進>

- ◆ 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
- ◆ イノベーションの基盤構築の推進

<地域医療・介護の基盤強化の推進等>

- ◆ 地域医療構想等の推進
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築
- ◆ 救急・災害医療体制等の充実

<健康づくり・予防・重症化予防、認知症施策の推進等>

- ◆ 健康づくり・予防・重症化予防の推進
- ◆ 認知症施策の総合的な推進
- ◆ がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆ 歯科保健医療の推進
- ◆ 国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開
- ◆ 食の安全・安心の確保

<感染症対策の推進・体制強化>

- ◆ 次なる感染症に備えた体制強化

II. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

<最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等>

- ◆ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

<リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進>

- ◆ リ・スキリングによる能力向上支援
- ◆ 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ◆ 成長分野等への労働移動の円滑化、人材確保の支援

<多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり>

- ◆ フリーランスの就業環境の整備
- ◆ 「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援
- ◆ 仕事と育児・介護の両立支援
- ◆ 多様な人材の就労・社会参加の促進
- ◆ 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規卒者の支援

III. 包摂社会の実現

<地域共生社会の実現等>

- ◆ 重層的支援体制の整備の促進
- ◆ 生活困窮者自立支援等の推進
- ◆ 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進
- ◆ 困難な課題を抱える女性への支援
- ◆ 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

<戦没者遺骨収集、年金、被災地支援等>

- ◆ 戦没者遺骨収集等の推進・体制整備
- ◆ 安心できる年金制度の確立
- ◆ 被災者・被災施設の支援等

成長と分配の好循環



令和6年度 厚生労働省予算概算要求における重点要求（ポイント）

Ⅱ. 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

全ての人々が、どのような状況にあっても、個々の希望に応じた多様な働き方を選択でき、能力を活かして活躍できる環境の整備・支援を行う。

○フリーランスの就業環境の整備 6.2億円（3.8億円）

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、同法の執行体制や相談体制の充実
- 労災保険の特別加入者を含む働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による相談支援の充実

○「多様な正社員」制度の普及促進、ワーク・ライフ・バランスの促進 147億円（141億円）

- 「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施
- 適正な労務管理下におけるテレワークの推進
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施
- 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施
- 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施

○ハラスメント防止対策、働く方の相談支援の充実、働く環境改善等支援 144億円（122億円）

- 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進
- 産業保健総合支援センターによる相談支援の充実など、中小企業等の産業保健活動に係る支援の強化や働く人のメンタルヘルス対策の一層の強化(一部再掲)
- 高年齢労働者の労働災害防止に資する装備・設備の導入や運動指導の実施等の支援
- 介護及び障害福祉分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上を通じた職場環境の改善(一部再掲)
- 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援
- 民間企業における女性活躍促進のための支援等

○仕事と育児・介護の両立支援 200億円（162億円）

- 仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も含めた支援の拡充
- 企業向けシンポジウムの開催等による男性の育児休業取得促進の普及啓発
- 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化

○多様な人材の就労・社会参加の促進 955億円（945億円）

- 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等
- 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進
- 技能実習制度の抜本的見直しに向けた外国人技能実習機構の体制整備等
- 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進 等

○就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援 801億円（738億円）

- 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進
- 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援 等

女性の活躍促進に向けた施策 2,181億円（再掲）

女性が働きながら健康でいられるための施策を推進し、女性の活躍促進に向けた環境整備を行う。

- 女性が健康に働き続けるための支援：「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築、母性健康管理・生理休暇等に関する周知・啓発
- 多様で柔軟な働き方の推進：長時間労働慣行の是正、「多様な正社員」制度の普及促進など働き方等の見直し支援等
- 仕事と育児・介護の両立支援：業務代替整備・柔軟な働き方導入も含めた支援の拡充、男性の育休取得促進、子育て中の女性に対する就職支援の強化
- 非正規雇用労働者の正規化・処遇改善：キャリアアップ助成金・求職者支援制度による支援等、リ・スキリング促進、同一労働同一賃金の遵守の徹底
- 女性の活躍促進に向けた職場環境の整備：総合的なハラスメント防止対策の推進、民間企業における女性活躍促進のための支援等
- 困難な問題を抱える女性への支援：自治体の相談支援体制の強化、女性自立支援施設への通所による支援モデルの構築

※ I、II、IIIの施策のうち、女性活躍促進に関連する事業をとりまとめたもの。

令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求のポイント

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- **こどもまんなか社会の実現** 11億円 (5億円)
 - ▶こども・若者の意見聴取と政策への反映
 - ▶こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- **こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進** 8億円 (-億円)
 - ▶こども政策DX見本市開催事業
 - ▶こどもデータ連携に係る実証事業

2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- **地域の実情や課題に応じた少子化対策** 30億円 (10億円)
 - ▶地域少子化対策重点推進交付金
- **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 790億円 + 事項要求 (532億円)
 - ▶妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施 (※)
 - ▶産後ケア事業の実施体制の強化、乳幼児健診等の推進、プレコンセプションケアを含む育成医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進 (※)
 - ▶母子保健のデジタル化の推進
- **高等教育の無償化** 5,311億円 + 事項要求 (5,311億円)
 - ▶高等教育の修学支援新制度の実施 (※)

3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- **総合的な子育て支援** 3兆4,360億円 + 事項要求 (3兆4,115億円)
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進 (※)
 - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保・保育現場のICT化等
 - ▶こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた形での試行的実施 (※)
 - ▶「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」策定後の具体的な取組推進
- **地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進** 2,100億円の内数 + 事項要求 (2,083億円の内数)
 - ▶放課後児童クラブの受け皿整備の推進等 (※)
 - ▶改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備、新たな家庭支援事業等の推進 (※)
 - ▶こどもの居場所づくり支援の推進 (※)

(注1) ※は、「令和6年度予算の概算要求に当たった基本的な方針について」を踏まえた事項要求を含む。
 (注2) 母子保健のデジタル化の推進などデジタル庁一括計上予算を含む。

【計数は令和6年度概算要求額、()内は令和5年度当初予算額】

- **こどもの安全・安心** 31億円の内数 + 事項要求 (27億円の内数)
 - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の構築を円滑に進めるための体制等の整備 (※)

4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- **改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実** 1,742億円の内数 + 事項要求 (1,691億円の内数)
 - ▶親子関係再構築支援の充実、社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備等
 - ▶里親支援の体制強化、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進等 (※)
 - ▶社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化 (※)
 - ▶児童相談所におけるICT化の推進
- **ひとり親家庭等に対する支援の推進** 1,662億円 + 事項要求 (1,665億円)
 - ▶高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大、養育費に関する相談支援や取り決めの促進 (※)
 - ▶ひとり親家庭等のこどもの食事等支援
- **ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援** 209億円の内数 (209億円の内数)
 - ▶進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築等
- **障害児支援体制の強化** 5,030億円の内数 + 事項要求 (4,813億円の内数)
 - ▶良質な障害児支援の確保
(注) 障害報酬改定については、予算編成過程において検討。
 - ▶児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等への支援の充実等 (※)
- **こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化** 3億円 (2億円)
 - ▶「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進
 - ▶学校外からのアプローチの開発・実証等によるいじめ防止対策の体制構築

「こども未来戦略方針」に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討。

➤ 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築

大臣官房厚生科学課国立高度専門医療研究センター支援室
(内線2626)

新規 **推進枠** 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築

令和6年度概算要求額 25億円 (-) ※ (-)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

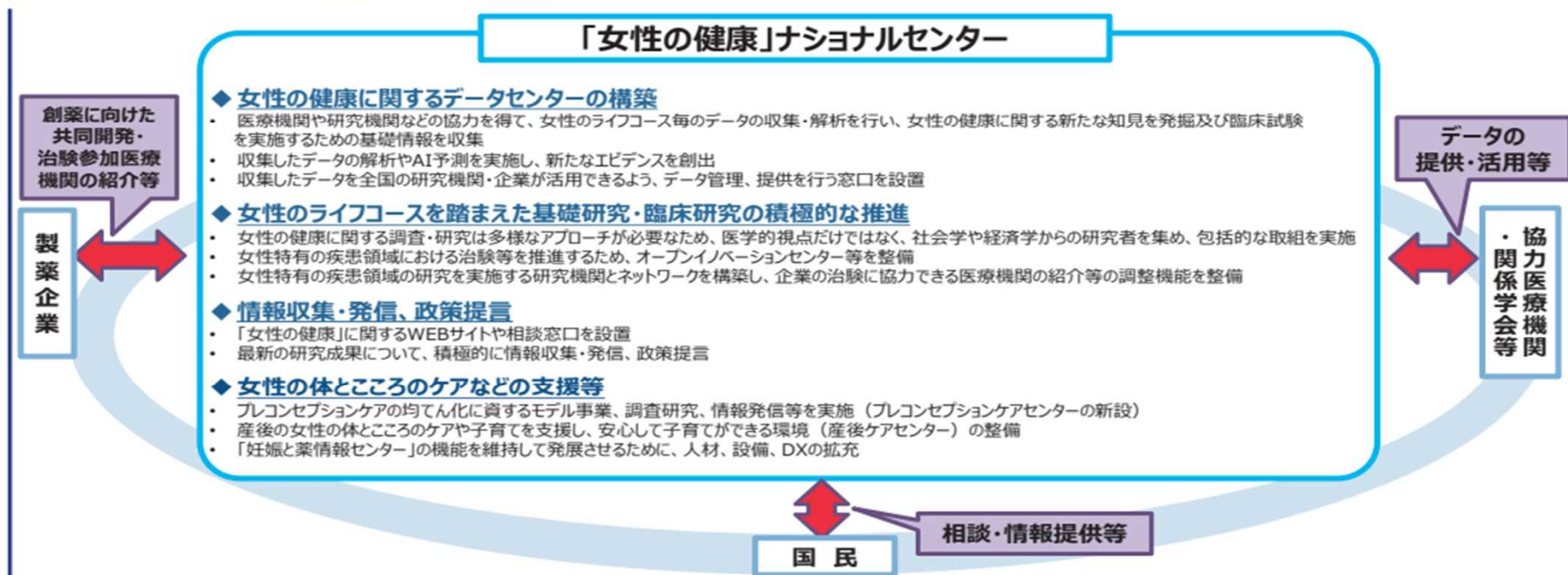
・女性は、ホルモンのバランスの変化等により、ライフステージ毎にその心身の状況が大きく変化し、様々な健康上の問題等が生じるため、女性の健康や疾患について、心身における性差も加味し、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明と予防及び治療に向けた研究を推進する。

2 事業の概要

・国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、「女性の健康」に関する司令塔機能を担い女性の体とこころのケアなどの支援等に関するモデル的な取組の均てん化を行う。

実施主体：国立研究開発法人国立成育医療研究センター

3 事業スキーム・実施主体等



女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す

滋賀県と全国健康寿命

■ 滋賀県の「健康寿命」は、男性が全国2位、女性が全国7位
 「平均寿命」は、男性が全国1位、女性が全国2位

		健康寿命(※1)	健康寿命(※2)
		日常生活動作が自立している期間の平均	日常生活に制限のない期間の平均
		令和元年(2019年)	令和元年(2019年)
男性	全国	79.91	72.68
	滋賀県	81.07 (全国第2位)	73.46 (全国第4位)
女性	全国	84.18	75.38
	滋賀県	84.61 (全国第7位)	74.44 (全国第46位)

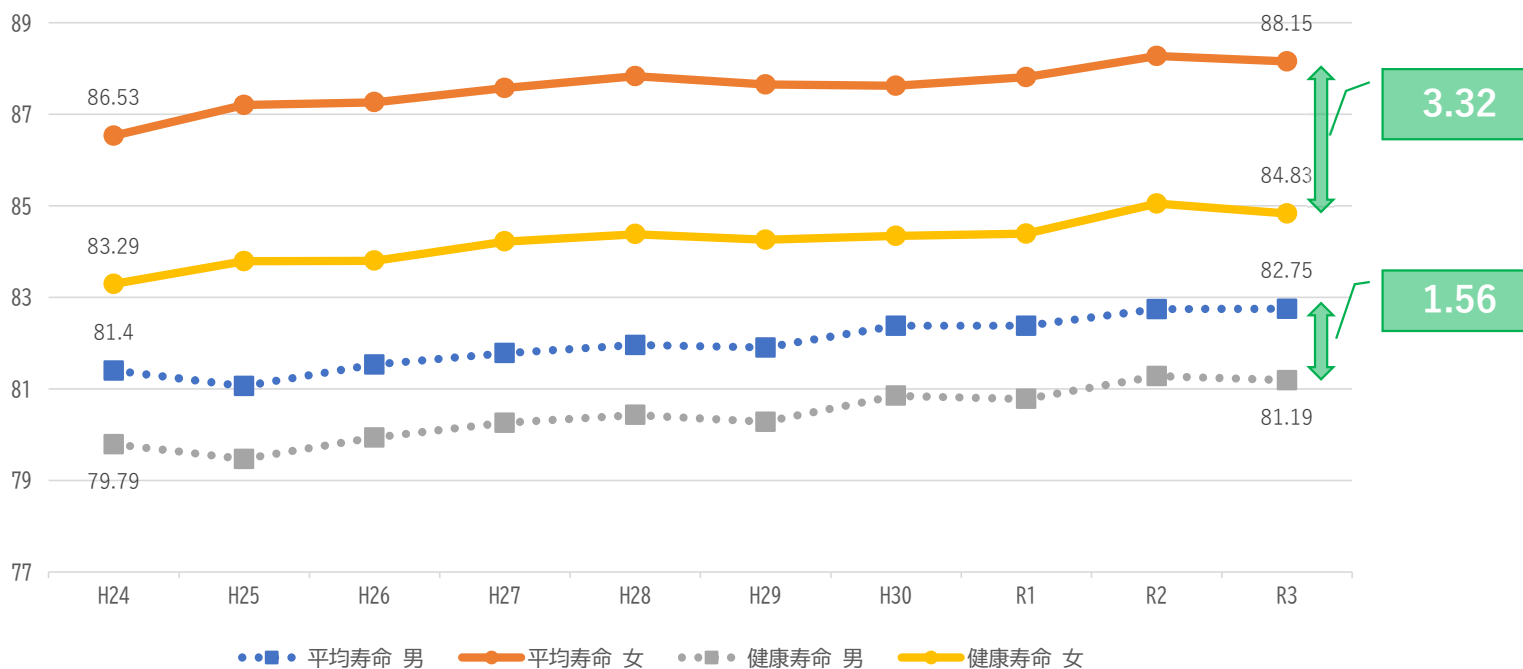
【健康寿命の算出方法について】

- ※1 「日常生活動作が自立している期間の平均」(客観的指標)
 介護保険の要介護2~5を不健康な状態と定義し、生命表とサリバン法を用いて算出している。
- ※2 「日常生活に制限のない期間の平均」(主観的指標)
 国民生活基礎調査の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の問いに対して「ある」と回答した者を不健康な状態と定義し、生命表法とサリバン法を用いて算出している。
 国の健康日本21(第2次)における健康寿命の指標として用いられる。

出典：「健康日本21(第二次)の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究」分担研究報告書

滋賀県の平均寿命と健康寿命の推移

■ 滋賀県の「平均寿命」と「健康寿命」の差は、**男性が1.56年、女性が3.32年**と、男性と女性とで2倍以上の差がある



出典：健康づくり支援資料

ご清聴ありがとうございました。